

会社法第 791 条第 1 項に定める事後備置書類

(吸収分割に係る事後開示事項)

2023 年 12 月 12 日

エン・ジャパン株式会社

エン・ジャパン株式会社（以下「当会社」といいます。）とフリー株式会社は、フリー株式会社を吸収分割承継会社、当会社を吸収分割会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）に係る吸収分割契約書を2023年10月27日付で締結しました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項及び会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

事後開示事項

1. 本吸収分割が効力を生じた日

2023年12月12日

2. 吸収分割会社である当会社における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過

本吸収分割は、当会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第784条の2の規定による吸収分割の差止請求をした株主はおりませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

本吸収分割は、当会社においては会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、同法第785条第1項第2号の規定に基づき、同法第785条の規定による手続を行っておりません。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

当会社には、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権は存在しないため、同法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

当会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2023年11月6日付けで官報公告及び電子公告を行いました。同法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

3. 吸収分割承継会社であるフリー株式会社における法定手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による手続の経過

会社法第796条の2の規定による吸収分割の差止請求をした株主はおりませんでした。

(2) 会社法第797条の規定による手続の経過

フリー株式会社は、会社法第797条第4項の規定に基づき、株主に対し、2023年11月6日付けで通知に代わる官報公告を行いました。

(3) 会社法第799条の規定による手続の経過

フリー株式会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2023年

11月6日付けで官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第799条第1項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。

4. 本吸収分割によりフリー株式会社が当会社から承継した重要な権利義務に関する事項
フリー株式会社は、本吸収分割が効力を生じた日である2023年12月12日をもって、当会社から、本吸収分割契約に係る吸収分割契約書の定めに従い、当会社におけるフリーランス管理ツール **pasture** 事業に関する権利義務を承継しました。

本吸収分割によりフリー株式会社が当会社より承継した資産及び負債の額（概算）は次のとおりです。

承継した資産の額（概算額）253百万円

承継した負債の額（概算額）117百万円

5. 会社法第923条の変更の登記をした日
2023年12月12日

6. その他重要な事項
該当事項はありません。

以上